

長野県景観規則新旧対照表

改正案	現行
<p>(届出書に添付する図書)</p> <p>第5条 条例第10条第2項の規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。ただし、行為の規模が大きいため適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、知事が適切と認める縮尺の図面をもってこれらの図面に替えることができる。</p> <p>(1) 行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(6) <u>別表第1の左欄に掲げる行為であって、その規模がそれぞれ同表の右欄に該当するもの</u>にあつては、次に掲げる図書</p> <p><u>ア 行為を行う土地の区域及び完成予想図を作成した眺望点(地域にとって重要な景観を眺望できると知事が認める地点その他の不特定かつ多数の者が利用している眺望する場所をいう。ウにおいて同じ。)の位置を表示する図面で縮尺2万5,000分の1以上のもの</u></p> <p><u>イ 完成予想図</u></p> <p><u>ウ 眺望点の関係者、行為を行う土地の周辺地域の住民等に対して説明を行った場合にあつてはその状況を明らかにする書面、当該説明を行っていない場合にあつてはその理由を記載した書面</u></p> <p><u>エ 太陽光発電施設(一団の土地又は水面に設置されるものであつて、建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く。以下同じ。)の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(以下「建設等」という。)にあつては、当該太陽光発電施設の周辺の景観に対する配慮の状況を明らかにする書面</u></p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項を記載した図書(届出を要しない行為の規模等)</p>	<p>(届出書に添付する図書)</p> <p>第5条 条例第10条第2項の規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。ただし、行為の規模が大きいため適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、知事が適切と認める縮尺の図面をもってこれらの図面に替えることができる。</p> <p>(1) 行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項を記載した図書(届出を要しない行為の規模等)</p>
<p>第8条 景観育成重点地域及び景観育成特定地区の区域以外の区域における条例第10条第4項第6号の規則で定める工作物は、次に掲げる工作物とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 電気供給又は電気通信のための施設(次号に掲げる工作物を除く。<u>別表第1及び別表第2において同じ。</u>)</p> <p>(6) 太陽光発電施設</p>	<p>第8条 景観育成重点地域及び景観育成特定地区の区域以外の区域における条例第10条第4項第6号の規則で定める工作物は、次に掲げる工作物とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 電気供給又は電気通信のための施設(次号に掲げる工作物を除く。<u>別表において同じ。</u>)</p> <p>(6) 太陽光発電施設<u>(一団の土地又は水面に設置されるものであつて、建</u></p>

改正案	現行										
<p>(7) 略</p> <p>2 景観育成重点地域及び景観育成特定地区の区域以外の区域における条例第10条第4項第6号の規則で定める規模は、次に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるものとする。ただし、第1号から第6号までに掲げる行為にあっては、当該行為に建築物又は工作物の外観に公衆の関心を引くための形態又は色彩その他の意匠（面積が25平方メートルを超えるものに限り、営利を目的としないものを除く。）があるもの（当該意匠がある状態が30日を超えて継続しないものを除く。）を除く。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 前項第1号から第4号までに掲げる工作物の建設等 当該工作物の高さ13メートル以下であり、かつ、築造面積1,000平方メートル以下であるもの</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>(8) 法第16条第1項第3号及び政令第4条第1号に掲げる行為（土石の採取又は鉱物の掘採を除く。）<u>（別表第1において「土地の形質の変更」という。）</u> 変更に係る土地の面積3,000平方メートル以下であり、かつ、当該行為により生じる法面又は擁壁の高さ3メートル以下又は長さ30メートル以下であるもの</p> <p>(9) 略</p> <p>3 景観育成重点地域における条例第10条第4項第6号の規則で定める工作物及び規模は、<u>別表第2</u>のとおりとする。</p> <p>(別表第1) (第5条関係)</p>	<p><u>建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く。別表において同じ。）</u></p> <p>(7) 略</p> <p>2 景観育成重点地域及び景観育成特定地区の区域以外の区域における条例第10条第4項第6号の規則で定める規模は、次に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるものとする。ただし、第1号から第6号までに掲げる行為にあっては、当該行為に建築物又は工作物の外観に公衆の関心を引くための形態又は色彩その他の意匠（面積が25平方メートルを超えるものに限り、営利を目的としないものを除く。）があるもの（当該意匠がある状態が30日を超えて継続しないものを除く。）を除く。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 前項第1号から第4号までに掲げる工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建設等」という。）<u>当該工作物の高さ13メートル以下であり、かつ、築造面積1,000平方メートル以下であるもの</u></p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>(8) 法第16条第1項第3号及び政令第4条第1号に掲げる行為（土石の採取又は鉱物の掘採を除く。）<u>変更に係る土地の面積3,000平方メートル以下であり、かつ、当該行為により生じる法面又は擁壁の高さ3メートル以下又は長さ30メートル以下であるもの</u></p> <p>(9) 略</p> <p>3 景観育成重点地域における条例第10条第4項第6号の規則で定める工作物及び規模は、<u>別表</u>のとおりとする。</p> <p>(新設)</p>										
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="159 1086 510 1128">行為</th> <th data-bbox="510 1086 1106 1128">規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="159 1128 510 1241">建築物の新築、増築、改築又は移転</td> <td data-bbox="510 1128 1106 1241">当該建築物の高さ13メートルを超え、かつ、当該行為に係る部分の建築面積1,000平方メートルを超えるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1241 510 1321">電気供給又は電気通信のための施設の建設等</td> <td data-bbox="510 1241 1106 1321">当該工作物の高さ20メートルを超えるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1321 510 1401">太陽光発電施設の建設等</td> <td data-bbox="510 1321 1106 1401">当該工作物に係る太陽電池モジュールの築造面積の合計1,000平方メートルを超えるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1401 510 1430">土石の採取又は鉱物の掘採</td> <td data-bbox="510 1401 1106 1430">地形の外観の変更に係る土地の面積1ヘクター</td> </tr> </tbody> </table>	行為	規模	建築物の新築、増築、改築又は移転	当該建築物の高さ13メートルを超え、かつ、当該行為に係る部分の建築面積1,000平方メートルを超えるもの	電気供給又は電気通信のための施設の建設等	当該工作物の高さ20メートルを超えるもの	太陽光発電施設の建設等	当該工作物に係る太陽電池モジュールの築造面積の合計1,000平方メートルを超えるもの	土石の採取又は鉱物の掘採	地形の外観の変更に係る土地の面積1ヘクター	
行為	規模										
建築物の新築、増築、改築又は移転	当該建築物の高さ13メートルを超え、かつ、当該行為に係る部分の建築面積1,000平方メートルを超えるもの										
電気供給又は電気通信のための施設の建設等	当該工作物の高さ20メートルを超えるもの										
太陽光発電施設の建設等	当該工作物に係る太陽電池モジュールの築造面積の合計1,000平方メートルを超えるもの										
土石の採取又は鉱物の掘採	地形の外観の変更に係る土地の面積1ヘクター										

改正案		現行
	ルを超え、かつ、当該行為により生じる法面又は擁壁の高さ3メートル及び長さ30メートルを超えるもの	
土地の形質の変更	変更に係る土地の面積1ヘクタールを超え、かつ、当該行為により生じる法面又は擁壁の高さ3メートル及び長さ30メートルを超えるもの	
(別表第2) (第8条関係)		(別表) (第8条関係)
略		略